

利根川河口部水災害対策協議会規約

(名称)

第1条 本会議は、「利根川河口部水災害対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、利根川河口部において、平成23年太平洋東北沖地震（東日本大震災）による津波被害、令和元年東日本台風（台風第19号）豪雨による洪水被害をはじめとする水災害の発生を踏まえ、国・県・市の関係機関が連携及び協力して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、利根川河口部における安全・安心の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 協議会で対象とする「利根川河口部」とは、利根川河口より利根川河口堰までの区間のうち、銚子市及び神栖市の区域とする。

2 協議会で対象とする「水災害」は、洪水、津波及び高潮による浸水又は河川管理施設をはじめとする河川関係施設（以下「河川施設」という。）の被害並びに地震による河川施設の被害とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の構成員は、必要に応じて、別表1の職にある者以外の者（構成員の代理として出席する者を除く。）の参加を求めることができるものとする。

3 前項の求めがあった場合、協議会に諮った上で、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長（以下、「利根川下流河川事務所長」という。）は、前項の者に、協議会への参加依頼を行うものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会の招集は、利根川下流河川事務所長が行う。

2 協議会の運営及び進行は、利根川下流河川事務所長及び事務局が行うものとする。

3 やむを得ない理由により協議会を開催できない場合、個々の構成員の書面による意思表示をもって、協議会開催に替えることができるものとする。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 利根川河口部における水災害にかかるリスク情報を共有するとともに、各構成員が個々に、又は連携して実施している防災・減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 利根川河口部の水災害に対する安全・安心のため、築堤、河道しゅんせつほかの河川改修の計画及び進捗状況に関して共有及び協議を行う。
- 三 円滑かつ迅速な避難・的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ、または連携して取り組む事項をとりまとめた取組方針を作成し、共有するとともに、その実施に関して協議を行う。
- 四 前各号に掲げる事項のほか、利根川河口部における水災害に対して必要な事項を実施する。
- 五 毎年、少なくとも1回協議会を開催し、一から四にかかる事項の実施状況を確認するとともに、当該事項の実施のための方策について議論する。

(幹事会の構成)

第7条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会または協議会の構成員は、必要に応じて、別表2の職にある者以外の者に幹事会に参加を求めることができるものとする。
- 4 前項の求めがあった場合、幹事会に諮った上で、利根川下流河川事務所長は前項の別表1の職にある者以外の者に、幹事会への参加を依頼するものとする。

(幹事会の運営)

第8条 幹事会は利根川下流河川事務所長が招集する。

- 2 幹事会の運営及び進行は、事務局が行うものとする。
- 3 利根川下流河川事務所長は、自ら、または協議会もしくは幹事会の構成員からの求めにより、幹事会にオブザーバーに参加させることができるものとする。

(幹事会の実施事項)

第9条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

(部会の設置)

第10条 協議会に特定の事項または専門的な事項を検討するために、協議会に諮った上で、部会を設置できるものとする。

- 2 部会の構成員、運営及び所管事項については、協議会に諮り、決定するものとする。
- 3 部会の招集は、部会の長が行うものとする。ただし、部会の長が設置されない場合は、利根川下流河川事務所長が招集するものとする。
- 4 部会の運営及び進行は、部会の長が行う。ただし、部会の長が設置されない場合は、事務局が担う。

(会議の公開)

第11条 協議会は、報道機関を通じて公開とする。ただし、協議する内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会及び部会は非公開とし、幹事会及び部会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会書類の公表)

第12条 協議会に提出された書類については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報をはじめ公表することが適切でない書類については、協議会に諮り、公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第13条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の業務は、神栖市都市整備部及び銚子市都市整備課の協力のもと、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所調査課が行うものとする。

(本規則の改正)

第14条 本規則は、協議会に諮った上で、改正できるものとする。

(協議会の解散)

第15条 本協議会の必要性がなくなった場合には、協議会に諮り、本協議会を解散するものとする。

(雑則)

第16条 本規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営及び本協議会の活動に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第17条 本規約は令和2年 2月20日から施行する。

別表1 (協議会の構成員)

神栖市長 銚子市長 茨城県防災・危機管理部長 茨城県土木部長 千葉県防災危機管理部長 千葉県県土整備部長 水戸地方気象台長 銚子地方気象台長 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
--

別表2 (幹事会の構成員)

神栖市都市整備部長 神栖市生活環境部長 神栖市波崎総合支所長 銚子市都市整備課長 銚子市総務課長 銚子市水産課長 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 茨城県土木部河川課長 茨城県農林水産部水産振興課長 千葉県防災危機管理部危機管理課長 千葉県県土整備部河川環境課長 千葉県農林水産部漁港課長 銚子地方気象台防災管理官 水戸地方気象台防災管理官 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所副所長 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所地域防災調整官
